

anicom
アニコム ホールディングス株式会社

東証一部証券コード 8715

第20回
定時株主総会招集ご通知

www.anicom.co.jp



今、新型コロナ対策として、接触の削減のために、日本中に外出自粛等多くの努力が求められています。
人々の距離が離れていき、直接顔を合わせて話すことも減らさざるを得ない中、久しぶりに会えてもマスク越しで2メートル…。
相互の繋がりまでもが希薄化してしまうのではないか。
そう、いつの間にかウイルスとともに孤独も蔓延していくのかもしれません。

私たちにとって、孤独はとても辛い試練であり、新型コロナとの戦いは、「孤独との戦い」であると言えます。

でも、もしそこにシッポの生えた小さな愛があったなら。
温かくて柔らかなかけがえのないその愛を、私たちは何としてでも守り抜こうとするでしょう。
そう、このクリクリお目々の小さな愛は、私たちから孤独を遠ざけ、塞ぎがちになる心を奮い立たせてくれる大きな力を秘めているのです。

そして今、私たちアニコム社員も、それぞれの小さな家族の大きな愛を受け、新しい一歩を踏み出しました。
もしかしたら、飼い主様に満足していただけないかもしれず、ご批判を受けるかもしれない。
それでも、今動かずにはいられなかったのは、私たちアニコムはみんなどうぶつが大好きだから。

とても小さな小さな一歩ですが、少しでも皆様のあんしんにつながりますように。

※もちろん、断尾の子や生まれつきシッポが無い子も、失明した子や生まれつき目が無い子も、必ずしも温かくなく、柔らかでなくとも、大きな子も小さな子も、全ての多様性のある生き物を含みます。

アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役
小森伸昭

証券コード：8715
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役　小　森　伸　昭

第20回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後６時までに当社に到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、３頁に記載のインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午後２時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
３．目的事項
報告事項
１．2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

（新型コロナウイルス感染症への対応について）
株主様におかれましては、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）にその内容を掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午後２時



書面（郵送）で議決権を
行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示について
事業報告のうち「企業集団の主要な事務所の状況」「責任限定契約」「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト（下記URL）」より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

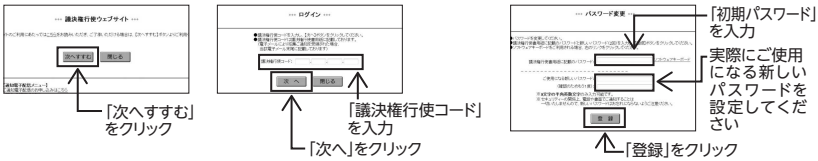
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



（2）行使期限は2020年６月24日（水曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日午前９時～午後９時）

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴ 配当財産の種類
　金銭といたします。

⑵ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金５円　総額は101,090,195円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月26日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（４名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため３名増員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	小森伸昭（こもりのぶあき）	代表取締役	再任
2	福山登志彦（ふくやまとしひこ）	取締役	再任　社外　独立
3	井上幸彦（いのうえゆきひこ）	取締役	再任　社外　独立
4	渋澤健（しぶさわけん）	取締役	再任　社外　独立
5	田中栄一（たなかえいいち）	―	新任　社外　独立
6	百瀬由美子（ももせゆみこ）	専務執行役員	新任
7	亀井達彦（かめいたつひこ）	常務執行役員	新任



候補者番号
1

小森　伸昭（こもり　のぶあき）（1969年5月2日生）

再任

所有する当社の株式数
495,800株

在任年数
19年11ヶ月

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年　東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2000年　当社設立 代表取締役社長
2017年　株式会社AHB 取締役（現任）
2018年　アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員（現任）
2018年　当社 代表取締役（現任）
(担当)
総括、内部監査室

[重要な兼職の状況]

アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員
株式会社AHB 取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者であり、2000年の設立以来、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し経営を牽引。損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、会社経営に必要な広範な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号
2

福山　登志彦（ふくやま　としひこ）（1951年11月6日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数
-

在任年数
3年

[略歴、当社における地位及び担当]

1975年　日本銀行 入行
2002年　同行 文書局長
2003年　同行 人事局長
2004年　同行 総務人事局長
2006年　商工組合中央金庫 理事
2008年　財団法人金融情報システムセンター 理事
2011年　日本証券代行株式会社 代表取締役社長
2011年　株式会社ＪＢＩＳホールディングス 代表取締役副社長
2012年　日本証券代行株式会社 会長（現任）
2012年　日本電子計算株式会社 代表取締役会長
2017年　公益財団法人資本市場振興財団 専務理事（現任）
2017年　当社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人資本市場振興財団 専務理事
日本証券代行株式会社 会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を歴任された経験を有しております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号
3

井上（いのうえ）　幸彦（ゆきひこ）（1937年11月４日生）

再任
社外
独立

所有する当社の株式数
-

在任年数
2年

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年　千葉県警察本部長
1994年　警視総監
2002年　東京ガス株式会社 取締役
2003年　公益財団法人日本盲導犬協会 理事長（現任）
2006年　株式会社朝日工業社 社外取締役（現任）
2014年　株式会社ドンキホーテホールディングス（現 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス） 社外取締役（現任）
2018年　当社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人日本盲導犬協会 理事長
株式会社朝日工業社 社外取締役
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、現在も日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号
4

渋澤　健（しぶさわ　けん）（1961年3月18日生）

再任
社外
独立

所有する当社の株式数
-

在任年数
1年

[略歴、当社における地位及び担当]

1984年　財団法人日本国際交流センター 入社
1987年　ファースト・ボストン証券株式会社 入社
1988年　JPモルガン銀行 入社
1992年　JPモルガン証券会社 入社
1994年　ゴールドマン・サックス証券会社 入社
1996年　ムーア・キャピタルマネジメント 入社
2001年　シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 設立 代表取締役（現任）
2007年　株式会社コモンズ（現 コモンズ投信株式会社） 設立
2008年　コモンズ投信株式会社 取締役会長（現任）
2019年　当社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
コモンズ投信株式会社 取締役会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、国際経験が豊富であるとともに、ESG投資やSDGsについての造詣も深く、また、長年、金融機関において証券・投資運用業務に携わる中で企業との対話を積極的に行われてきております。こうした経験を通じて培われた同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

-

候補者番号

5

田中（たなか） 栄一（えいいち）（1953年11月25日生）

新任
社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年　郵政省 入省
2007年　総務省 総合通信基盤局 電波部長
2008年　同省 大臣官房総括審議官
2010年　同省 大臣官房長
2010年　同省 情報流通行政局長
2012年　同省 総務審議官
2013年　損保ジャパン日本興亜株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）　顧問
2015年　NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役
2019年　一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長（現任）
2019年　GCストーリー株式会社 監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長
GCストーリー株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数
208,800株

候補者番号
6

百瀬　由美子（ももせ　ゆみこ）（1967年9月8日生）

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

1991年　東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2000年　当社 入社
2003年　当社 取締役
2005年　当社 常務取締役
2010年　アニコム損害保険株式会社 常務取締役
2015年　同社 専務取締役
2018年　同社 取締役・専務執行役員（現任）
2018年　当社 専務執行役員（現任）
(担当)
コンプライアンス推進部、リスク管理部、人事管理部

[重要な兼職の状況]

アニコム損害保険株式会社 取締役・専務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業メンバーの一人であり、2000年の設立以来、当社グループの経営全般に関与してきており、現在は、当社の専務執行役員として人事、コンプライアンス及びリスク管理の各部門を担当し、内部管理体制の強化に貢献しております。これらの経験を通じて、保険会社グループとしての会社経営に必要な知識・経験・判断力を有していると考えており、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数
1,500株

候補者番号
7

亀井（かめい） 達彦（たつひこ）（1981年4月1日生） 新任

[略歴、当社における地位及び担当]

2003年　金融庁 入庁
2010年　株式会社東京証券取引所 出向
2013年　金融庁 復職
2016年　当社 入社
2016年　セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役（現任）
2016年　当社 取締役
2016年　アニコム フロンティア株式会社 取締役
2018年　当社 常務執行役員（現任）
2018年　アニコム先進医療研究所株式会社 取締役（現任）
2020年　株式会社シムネット 取締役（現任）
2020年　アニコム フロンティア株式会社 取締役（現任）
（担当）
経営企画部、健康寿命延伸部

[重要な兼職の状況]

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役
アニコム先進医療研究所株式会社 取締役
株式会社シムネット 取締役
アニコム フロンティア株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、金融庁及び株式会社東京証券取引所での勤務経験によって培われた専門的な知識・経験等を有していることに加え、当社入社後は、経営企画部門の担当役員として会社経営の中心的な役割を担っており、保険会社グループとしての会社経営に関する知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．小森伸昭氏は2020年6月25日開催のアニコム先進医療研究所株式会社の定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役に就任する予定であります。
3．福山登志彦氏、井上幸彦氏、渋澤健氏及び田中栄一氏は、社外取締役候補者であります。福山登志彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年、井上幸彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年、渋澤健氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であり、田中栄一氏は新任の候補者であります。なお、当社は、福山登志彦氏、井上幸彦氏及び渋澤健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、田中栄一氏の選任が承認された場合には、同氏を新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4．社外取締役との責任限定契約について
当社は、福山登志彦氏、井上幸彦氏及び渋澤健氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、福山登志彦氏、井上幸彦氏及び渋澤健氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田中栄一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5．百瀬由美子氏の所有する当社の株式数は、特定有価証券信託にて保有する株式を含めた実質所有株式数を記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役の須田一夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数
1,200株

在任年数
4年

須田（すだ）　一夫（かずお）（1949年４月21日生）

再任

［略歴、当社における地位］

1974年　東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2005年　Tokio Marine Seguradora社 取締役副社長
2009年　アニコム損害保険株式会社 入社
2011年　当社 取締役
2016年　セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役（現任）
2016年　当社 常勤監査役（現任）
2019年　アニコム パフェ株式会社 監査役（現任）
2019年　アニコム フロンティア株式会社 監査役（現任）
2019年　アニコム先進医療研究所株式会社 監査役（現任）
2020年　株式会社シムネット 監査役（現任）

［重要な兼職の状況］

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役
アニコム パフェ株式会社 監査役
アニコム フロンティア株式会社 監査役
アニコム先進医療研究所株式会社 監査役
株式会社シムネット 監査役

監査役候補者とした理由

同氏は、長年の損害保険会社勤務に基づく損害保険事業に関する十分な経験、知識に加え、当社取締役経営企画部長としてのグループ経営管理に関する幅広い実務経験を有していること、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に生かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

（注）監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

《添付書類》

2019年度 （2019年４月１日から2020年３月31日まで） 事業報告

１．保険持株会社の現況に関する事項

⑴ 企業集団の事業の経過及び成果等

アニコムグループは、保険持株会社である当社及びアニコム損害保険株式会社をはじめとする連結子会社６社を中心に構成され、損害保険事業（ペット保険事業）を中心に、動物病院支援事業、保険代理店事業、動物医療分野における研究・臨床事業、ブリーダーマッチングサイト等の運営事業等のサービスを提供しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅い企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ緩やかな回復基調で推移していたものの、米中貿易問題の長期化や国内で相次いだ自然災害・消費税率の引き上げにより減速傾向に転じてきたことに加え、2020年に入り新型コロナウイルス感染拡大による世界的規模の経済活動の停滞が顕在化するなど、先行きが不透明な状況となっております。

このような中、アニコムグループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社の重点施策と位置付けている「ペット保険の更なる収益力向上」に向け、商品開発の強化や販売チャネルの営業活動の強化などに注力したことに加え、堅調なペット飼育需要により、保有契約件数は816,254件（前期末から62,922件の増加・同8.4％増）と順調に増加しております。また、E/I損害率 注1) については、新規契約件数増による商品ポートフォリオの改善や商品料率改定の効果により57.8％と前年同期比で1.2pt改善いたしました。既経過保険料ベース事業費率 注2) は、引き続き規模拡大に向けた積極投資により37.1％と前年同期比で2.6pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で1.4pt上昇し94.9％となりました。

また、アニコムグループは当連結会計年度を基礎固めから第二期創業期へ移行する期と位置付け、あらゆるデータから病気・ケガを分析し、「健康度」を見る予防型保険会社グループへ成長するため、新規事業の重点施策に対する取組みを加速させてきました。特に遺伝子検査事業については、避けられる遺伝病を繁殖前後の遺伝子検査によって回避し、遺伝子解析といった科学・技術・データに医療のサポートを加えたブリーディング支援に繋げていくことを目指しております。加えて、腸内フローラ測定によるどうぶつの健康チェックの普及、共生細菌をキーにしたフード開発、生活習慣コンサル等の事業化を進めております。更に、どうぶつ医療における高度先進医療（細胞治療、再生医療）を実用化し、拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大（予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データの更なる活用による新たな予防法の開発、ペット関連事業の海外展開を目指しております。

以上の結果、アニコムグループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益39,105百万円（前期比13.2％増）、資産運用収益496百万円（同29.5％増）、新規事業等を含むその他経常収益1,863百万円（同104.6％増）を合計した経常収益は41,465百万円（同15.7％増）となりました。一方、保険引受費用27,212百万円（同13.0％増）、営業費及び一般管理費11,153百万円（同22.4％増）などを合計した経常費用は

39,275百万円（同17.1％増）となりました。この結果、経常利益は2,189百万円（同3.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,525百万円（5.3％減）となりました。

注１）E/I損害率：発生ベースでの損害率
（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出
注２）既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率
損保事業費÷既経過保険料にて算出

（対処すべき課題）
■経営環境等
新型コロナウイルスの影響が全世界へ拡大し、わが国でも政府による緊急事態宣言が発令され、ペット業界においても一部のペットショップが店舗を休業するなどの影響が出ております。しかしながら、こうした消費マインドが冷え込む状況下においても、現在までの間、わが国のペット飼育需要は堅調に推移しており、アニコム損害保険株式会社の保有契約件数についても順調に増加しております。
一方で、近年、わが国では、猫の飼育頭数が逓増しているものの、ペットの飼育世帯数の伸び悩みに加え、ブリーダーの高齢化・減少などの理由により、犬の飼育頭数は逓減傾向が続いております。また、現在、国内のペット保険事業には、当社グループを含む損害保険業の免許を受けた５社に、少額短期保険業者の10社を加えた15社が参入しており、競争環境が厳しい状況となっております。
こうした状況の中、わが国のペット産業全体の市場規模は、毎年、拡大し続けており、2019年には約１兆５千億円を超え、ペット保険市場については2019年のペット保険の普及率は約10％の水準まで伸長しております。

■課題への対応
＜新型コロナウイルスへの対応＞
現時点で、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に対し、大きく影響を与えるような状況は生じておりません。しかしながら、ショッピングモール等の大型商業施設内で営業しているペットショップが休業するといった状況が生じており、これらの休業に伴う生体の販売頭数の減少により、保険契約件数が減少するリスクがあります。一方で、路面店等のペットショップでは衛生面等に配慮しながら営業を継続しており、これらのペットショップでは生体の販売頭数が増加し、保険契約件数も順調に推移していることから、保険料や連結経常収益に大きく影響を与えるリスクは少ないと考えております。
また、新型コロナウイルス感染症の影響に係る当社の対応として、ペット飼育者が、新型コロナウイルスに感染した場合のペットのお世話についての不安の声が当社に多数寄せられたことから、こうした不安を解消するため “#stayanicom プロジェクト”をスタートさせております。本プロジェクトは、ペット飼育者が新型コロナウイルスに感染し、病院や隔離施設で生活することとなった場合に、その間、アニコムグループがペットを無償でお預かりまたは訪問し、獣医師を中心とした社員がお世話するものであり、ペット飼育者の不安を軽減するためのプロジェクトです。このほか、コロナ禍において外出を控えることが多くなる中でも、ペット

へ必要な獣医療が提供できるよう「ペットを伴わない通院」も保険の補償対象とするなどの取組みも実施しております。こうした取組みなどを通じて、人とペットが安心して共生する社会を実現し、ペットの飼育頭数の増加にも繋げていきたいと考えております。

更に、アニコムグループの従業員への安全対策については、従業員の感染リスクを低減するため、可能な限り人との接触機会を削減することを目的にテレワークを含む在宅勤務を実施しております。一方で、当社が金融機関として緊急事態宣言下においても事業の継続が求められることから、やむを得ずオフィスへの出社を要する従業員に対しては、通勤時の感染リスクを低減させるため、時差出勤、土日勤務を含めたシフト勤務体制を構築することに加え、自動車や自転車での通勤を行った場合や、オフィスの近隣ホテルへ宿泊した場合の補助を行うことなどの対応を実施しております。

＜ペット保険事業＞

わが国では、ペット保険の普及率が約10%まで伸長しているものの、ペット保険の先進国である英国やスウェーデンと比べて低く推移しており、当社では、その理由の一つとして、ペット保険の認知度が低いためであると考えております。こうした状況への対応として、引き続きアニコムグループが提供するペット保険が、“どうぶつの健康保険制度”として社会に広く認知・利用されるためのマーケティングやPRを強化していくこととし、Webや動物病院等を積極的に活用し、当社が提供するペット保険の有用性や利便性をペット飼育者に対して訴求していきたいと考えております。その中では、特に、アニコムグループが提供する保険商品に付帯されている、「どうぶつ健活」[注3)]の特徴をペット飼育者へ伝えていくことが重要であると考えております。「どうぶつ健活」は、2018年12月から開始しているサービスであり、どうぶつの腸内フローラの測定結果から、病気のなりやすさを判定し、その結果に応じて、無料で健康診断が受けられる当社グループ独自のサービスです。こうした保険商品の独自性・優位性をペット飼育者に伝えるための取組みを強化していくことで、保険事業の更なる拡大を目指してまいります。

また、2020年１月に、わが国最大のブリーダーとのマッチングサイトや譲渡などの里親マッチングサイトを運営する株式会社シムネットが、アニコムグループに新たに加わりました。近年、ペットをブリーダーから直接、家族にお迎えする機会が多くなってきており、また、犬の飼育頭数が逓減する一方で、猫の飼育頭数は逓増しており、保護猫の譲渡会等を通じて家族にお迎えする機会が多くなってきております。同社は、これまでもアニコム損害保険株式会社のペット保険代理店業務を行っておりましたが、アニコムグループに加わることで、両社がこれまで以上に緊密に連携し、お互いが持つ強みを活かしたシナジーを最大限に発揮させ、ペット保険契約件数の増加に向けた効果的・効率的な施策に繋げていきたいと考えております。

注３）「どうぶつ健活」は、「どうぶつ健保ふぁみりぃスタンダードタイプ」「どうぶつ健保べいびぃ」「どうぶつ健保すまいるふぁみりぃ」「どうぶつ健保はっぴぃ」「どうぶつ健活しにあ」が対象です。但し、腸内フローラ測定はすべてのどうぶつが対象ですが、健康診断サービスの対象は犬・猫に限ります。

＜ペットの飼育頭数＞

ペットの飼育頭数が伸び悩んでいるといった課題に対しては、前述のとおり、ペット飼育者が安心してペットを飼育できる環境を構築することが重要だと考えております。

アニコムグループでは、コロナ禍において“#stayanicom プロジェクト”などの取組みを実施しておりますが、これらの取組みのほかにも、どうぶつが有する遺伝性疾患の撲滅を目的とした遺伝子検査事業を開始しております。遺伝子検査事業では、主要なペットショップやブリーダー等を通じて流通するペットの遺伝子検査をグループ内のラボにて実施し、こうした検査により蓄積されたデータ・科学・技術に医療のサポートを加えたブリーディング支援を通じて、ブリーディング現場における様々な課題を解決し、健康なペットの流通を促すことで、ペットの病気やケガなどへの飼育者の不安を少しでも解消していきたいと考えております。

また、新たにアニコムグループに加わった株式会社シムネットのプラットフォームを活用することで、ブリーダーに対して、これらのサービスを直接に伝えられる機会が得られることから、これを活用し、ブリーダーへのサポートを行うことで、ブリーダーの収益機会を向上させるとともに、ブリーダー数の減少に歯止めをかけ、ペットの流通頭数と飼育頭数の増加に繋げていきたいと考えております。

更に、ペット飼育者が病気や高齢になった場合や、ペットが高齢となり介護が必要となった場合等に、やむを得ずペットの飼育ができなくなることへの対応として、ペット飼育者の代わりにペットを飼育する老犬ホームや終生飼育施設（シェルター）などを運営することで、ペット飼育者が安心して飼育できる環境を構築し、飼育頭数の増加に繋げていきたいと考えております。

アニコムグループでは、これらのように社会情勢の変化や顧客のニーズを逃すことなく的確に捉え、新たな社会的価値を創出し続けていくことで、持続的な成長を目指していきます。

⑵ 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	28,978	32,339	35,829	41,465
経常利益	2,372	1,853	2,278	2,189
親会社株主に帰属する当期純利益	1,558	1,320	1,610	1,525
包括利益	1,580	1,292	1,588	1,146
純資産	12,281	13,587	22,234	23,325
総資産	28,123	31,164	42,390	45,598

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
営業収益	百万円 1,744	百万円 1,382	百万円 1,374	百万円 1,580
受取配当金	600	－	1	2
保険業を営む子会社等	600	－	－	－
その他の子会社等	－	－	1	2
当期純利益	137	182	90	32
1株当たり当期純利益	7円 69銭	10円 14銭	4円 78銭	1円 59銭
総資産	百万円 10,313	百万円 10,370	百万円 17,654	百万円 17,615
保険業を営む子会社等株式等	7,214	7,214	10,214	10,214
その他の子会社等株式等	1,019	1,423	2,064	4,566

(注)「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2020年3月31日現在）

インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）
使用人	539名	665名	126名

(注) 使用人は就業人員（アニコムグループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、アニコムグループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用人	30名	34名	4名	40.4歳	6.5年	721千円

(注) 1．使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2．平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
3．平均勤続年数はアニコムグループにおける在籍期間を通算しております。
4．平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

⑸ 企業集団の主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑹ 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

⑺ 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	1,577百万円

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑻ 重要な親会社及び子会社等の状況（2020年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アニコム損害保険株式会社	東京都新宿区	損害保険事業	2006年1月26日	6,550百万円	100%	－
アニコム パフェ株式会社	東京都新宿区	動物病院支援事業	2004年12月24日	495百万円	100%	－
アニコム フロンティア株式会社	東京都新宿区	保険代理店業及び有料職業紹介事業	2005年2月25日	45百万円	100%	－
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都新宿区	動物医療分野における研究・臨床事業	2014年1月24日	450百万円	100%	－
アニコム キャピタル株式会社	東京都新宿区	ベンチャー・キャピタル事業	2015年7月7日	100百万円	100%	－
株式会社シムネット	宮城県仙台市	ブリーダーマッチングサイト等の運営事業	2001年3月2日	100百万円	100%	－

（注）株式会社シムネットは、2020年１月31日付の株式取得により、当社の完全子会社となりました。

⑼ **企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況**

当社は、2019年12月16日に公表した、株式会社シムネットの買収を、2020年１月31日に完了し、当社の完全子会社といたしました。

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2020年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小森伸昭	代表取締役・社長執行役員 担当：総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 株式会社AHB 取締役	－
福山登志彦	取締役 (社外取締役)	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長	－
井上幸彦	取締役 (社外取締役)	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役	－
渋澤健	取締役 (社外取締役)	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 コモンズ投信株式会社 取締役会長	－
岩本康一郎	監査役 (社外監査役)	岩本法律事務所 弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役	－
須田邦之	監査役 (社外監査役)	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事	(注) 4
須田一夫	常勤監査役	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役 アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム フロンティア株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役 株式会社シムネット 監査役	(注) 4、5
武見浩充	監査役 (社外監査役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授	－

(注) 1．社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第２条第３項第５号に定める社外役員であることを示しております。
2．当社は、取締役福山登志彦氏、井上幸彦氏及び渋澤健氏並びに監査役岩本康一郎氏、須田邦之氏及び武見浩充氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．当該事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
(1) 2019年６月24日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって、取締役戸田雄三氏は任期満了により退任いたしました。
(2) 2019年６月24日開催の第19回定時株主総会において、渋澤健氏が取締役に選任され就任いたしました。
4．監査役須田邦之氏及び須田一夫氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当該事業年度中の監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
監査役須田一夫氏は、2020年１月31日付で、株式会社シムネットの監査役に就任いたしました。

6．当社は執行役員制度を導入しております。2020年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
社長執行役員	小森　伸昭	統括・内部監査室
専務執行役員	百瀬　由美子	コンプライアンス推進部・リスク管理部・人事管理部
常務執行役員	亀井　達彦	経営企画部・健康寿命延伸部
執行役員	大久保　弘二	財務経理部

⑵　会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数	報　酬　等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取　締　役	5名	86百万円	300百万円
監　査　役	4名	28百万円	100百万円

（注）１．支給人数には、2019年６月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。
２．取締役のうち１名は執行役員を兼務しておりますが、当該取締役に対して執行役員としての報酬は支払っておりません。

⑶　責任限定契約

インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
福　山　登志彦 (社外取締役)	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長
井　上　幸　彦 (社外取締役)	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役
渋　澤　　健 (社外取締役)	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 コモンズ投信株式会社 取締役会長
岩　本　康一郎 (社外監査役)	岩本法律事務所 弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役
須　田　邦　之 (社外監査役)	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事
武　見　浩　充 (社外監査役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授

(注) 1．社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第２条第３項第５号に定める社外役員であることを示しております。
2．アニコム キャピタル株式会社は、当社の完全子会社であります。
3．当社と公益財団法人資本市場振興財団、日本証券代行株式会社、公益財団法人日本盲導犬協会、株式会社朝日工業社、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社、コモンズ投信株式会社、岩本法律事務所、特定非営利活動法人インテリジェンス研究所及び千葉商科大学大学院との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
福　山　登志彦 (社外取締役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を経験されたことによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。
井　上　幸　彦 (社外取締役)	1年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められていることによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。
渋　澤　　健 (社外取締役)	9ヶ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した11回の取締役会のうち、10回に出席しました。	国際経験が豊富であるとともに、ESG投資やSDGsについての造詣も深く、また、金融機関において証券・投資運用業務に携わる中で企業との対話を積極的に行ってきたことによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
岩本康一郎 （社外監査役）	11年 7ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに、また15回の監査役会の全てに出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
須田邦之 （社外監査役）	4年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに、また15回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
武見浩充 （社外監査役）	2年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会のうち13回に、また15回の監査役会のうち13回に出席しました。	コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。

⑶　社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から受けている報酬等	保険持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	7名	27百万円	なし

（注）社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役４名、監査役３名であります。

⑷　社外役員の意見

該当事項はありません。

4．株式に関する事項

⑴ 株式数（2020年３月31日現在）

発行可能株式総数　普通株式　48,000,000株
発行済株式の総数　普通株式　20,225,900株

（注）普通株式の発行済株式総数の増加14,420株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加3,600株及び譲渡制限付株式の付与に伴う新株の発行による増加10,820株であります。

⑵ 当年度末株主数

普通株式　2,357名

⑶ 大株主（2020年３月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,087	15.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,401	6.9
KOMORIアセットマネジメント株式会社	1,220	6.0
TAIYO FUND, L.P.	883	4.4
CBC株式会社	756	3.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	683	3.4
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	566	2.8
TAIYO HANEI FUND, L.P.	555	2.7
小森伸昭	495	2.5
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	492	2.4

（注）持株比率は、自己株式（7,861株）を控除して計算しております。

5．新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しております。

6．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　臼倉　健司 指定有限責任社員　日下部　恵美	27百万円	―

（注）1．当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は35.5百万円です。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑵ 責任限定契約

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8．業務の適正を確保するための体制

インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しております。

9．特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ホームページ（https://www.anicom.co.jp/）に掲載しております。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、「中期経営計画2019-2021」で掲げた株主還元方針において、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくこととしております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、１株につき５円00銭の株主配当を行うことを予定しております。

なお、次期以降の配当につきましては、株主還元方針に則り、引き続き中長期の事業計画等とのバランスを考慮したうえで配当額を決定する方針であり、現時点での配当額は未定であります。

2019年度（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	24,427	保険契約準備金	17,977
有価証券	9,999	支払備金	2,328
貸付金	127	責任準備金	15,649
有形固定資産	1,858	その他負債	4,018
土地	806	未払法人税等	600
建物	447	未払金	1,550
リース資産	34	仮受金	1,603
その他の有形固定資産	548	その他の負債	264
建設仮勘定	20	賞与引当金	209
無形固定資産	3,956	特別法上の準備金	68
ソフトウエア	1,165	価格変動準備金	68
ソフトウエア仮勘定	271	負債の部合計	22,273
のれん	2,518	（純資産の部）	
その他	0	株主資本	23,719
その他資産	4,263	資本金	7,981
未収金	1,923	資本剰余金	7,871
未収保険料	508	利益剰余金	7,868
仮払金	906	自己株式	△0
その他の資産	926	その他の包括利益累計額	△530
繰延税金資産	1,041	その他有価証券評価差額金	△530
貸倒引当金	△75	新株予約権	135
		純資産の部合計	23,325
資産の部合計	45,598	負債及び純資産の部合計	45,598

2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	41,465
保険引受収益	39,105
正味収入保険料	39,105
資産運用収益	496
利息及び配当金収入	219
有価証券売却益	276
その他経常収益	1,863
その他の経常収益	1,863
経常費用	39,275
保険引受費用	27,212
正味支払保険金	20,492
損害調査費	1,109
諸手数料及び集金費	3,674
支払備金繰入額	179
責任準備金繰入額	1,756
資産運用費用	109
有価証券売却損	28
有価証券評価損	80
営業費及び一般管理費	11,153
その他経常費用	800
支払利息	0
持分法投資損失	10
その他の経常費用	790
経常利益	2,189
特別利益	14
固定資産処分益	2
新株予約権戻入益	12
特別損失	42
固定資産処分損	14
特別法上の準備金繰入額	13
価格変動準備金繰入額	13
その他	14
税金等調整前当期純利益	2,162
法人税及び住民税等	800
法人税等調整額	△163
法人税等合計	637
当期純利益	1,525
親会社株主に帰属する当期純利益	1,525

2019年度（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,232	流動負債	542
現金及び預金	1,150	未払金	135
前払費用	111	リース債務	5
未収入金	969	未払法人税等	377
その他	0	預り金	13
固定資産	15,383	賞与引当金	10
有形固定資産	103	固定負債	438
建物	12	リース債務	7
工具、器具及び備品	78	預り保証金	431
リース資産	12	負債合計	980
無形固定資産	38	（純資産の部）	
ソフトウエア	38	株主資本	16,499
投資その他の資産	15,241	資本金	7,981
投資有価証券	36	資本剰余金	7,871
関係会社株式	14,780	資本準備金	7,871
敷金	457	利益剰余金	647
繰延税金資産	53	その他利益剰余金	647
その他	23	繰越利益剰余金	647
投資損失引当金	△110	自己株式	△0
		新株予約権	135
		純資産合計	16,635
資産合計	17,615	負債及び純資産合計	17,615

2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
経営管理料	1,578	
関係会社受取配当金	2	1,580
営業費用		
販売費及び一般管理費		1,517
営業利益		62
営業外収益		
受取利息	0	
その他	2	2
営業外費用		
投資損失引当金繰入額	17	
その他	0	17
経常利益		47
特別利益		
新株予約権戻入益	12	12
特別損失		
固定資産除売却損	2	
その他	0	3
税引前当期純利益		56
法人税、住民税及び事業税		35
法人税等調整額		△11
法人税等合計		24
当期純利益		32

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

アニコム ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　臼倉 健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部 恵美 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

アニコム ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　臼倉 健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部 恵美 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第２０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

⑴　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑵　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

⑶　財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑷　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

アニコム ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　須田一夫　㊞

監査役　岩本康一郎　㊞

監査役　須田邦之　㊞

監査役　武見浩充　㊞

（注）　監査役　岩本康一郎、須田邦之、及び武見浩充は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応・活動について

【保険適用対象の拡大】（３月６日）
「ペットを伴わない通院」も補償の対象とする特例措置の実施。

【継続のお手続き、保険料のお支払いの猶予】（４月８日）
通常の契約手続きが困難となる契約者を対象にした特別措置の実施。

コロナウイルスに感染した人のペットを救うプロジェクト
#stayanicom

【#stayanicom プロジェクト】（４月10日）
飼い主様が、新型コロナウイルスに感染し、病院や隔離施設で生活することとなった場合に、その間、アニコムがペットを無償でお預かりまたは訪問し、獣医師を中心としたアニコムの社員がお世話するプロジェクト。**５月１日からお預かりを開始し、５月27日までに合計13頭のお預かり及び１頭の訪問ケアを実施。なお、お預かりしたペットについては、複数回のPCR検査を行い、陰性を確認できた場合、グループ動物病院へ移送。**









【新型コロナウイルス感染症と診断されたお客様へのお見舞金】（４月20日）
新型コロナウイルス感染症と診断された契約者及び被保険者に対し、お見舞金支払いによる支援を開始。
一律5万円、上限3,000万円。

#stayanicom プロジェクトに対するInstagramの反応

“契約者ですが加入している会社を誇りに思います。”

“本当にありがたいです、体に気をつけて皆さん頑張ってください。アニコムずっと続けたいと思います。”

“全国展開。このように、要望に基づいて、すぐに行動に移して下さることに心から感謝します。
安心すると同時に、ますます感染しないように努力しようと思えます。ありがとうございます。”

“この活動を知って…とてもとても心強く日々の心の支えに思っています。
保険って金銭的だけではなくてそういう気持ちにも寄り添えるものなのだと改めて思いました。”

“アニコム保険はやっぱりとってもいい保険ですね！うちの３匹もこれからもずーっとお世話になります。
アニコムさんに出会えてよかったです。”

従業員への安全対策について

緊急事態宣言下においても、金融機関として事業の継続が求められる中、従業員の感染リスクを軽減するため、人と人との接触機会を削減する以下の対策を実施

【勤務時間における接触機会の削減】
・テレワークを含む在宅勤務を積極的に実施
・土日勤務を含めたシフト勤務体制を構築
・原則、対面での面談等は行わないこととし、テレビ会議等を実施　等

【通勤時における接触機会の削減】
・自動車や自転車での通勤や、オフィスの近隣ホテルへの宿泊を推奨し、これらを行うことによる金銭的負担を会社が補助
・時差出勤を積極的に実施

株　主　メ　モ

事　業　年　度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月開催
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同　連　絡　先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 TEL 0120-88-324
公　告　方　法	電子公告にて行う 公告掲載URL　https://www.anicom.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。

メ　モ

定　時　株　主　総　会

会　場　ご　案　内

会場　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
郵便番号　160－0023
電　　話　03（3362）4792



■東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」１番出口　　徒歩約３分
■都営大江戸線「都庁前駅」Ｅ４出口　　徒歩約７分
■JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口　　徒歩約15分